# 政　令

電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年八月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二百八十号**

電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年九月一日とする。

総務大臣　寺田　稔

内閣総理大臣　岸田　文雄

# 省　令

**○法務省令第三十五号**

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第百四十八条（他の法令において準用する場合を含む。）及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項ただし書の規定に基づき、商業登記規則及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月十八日

法務大臣　葉梨　康弘

商業登記規則及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（商業登記規則の一部改正）

**第一条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （申請書類つづり込み帳） | （申請書類つづり込み帳） |
| **第十条**　申請書、嘱託書、通知書、許可書その他附属書類（この省令の規定により第三十四条第一項第十一号の二の帳簿につづり込むものを除く。）は、申請書類つづり込み帳につづり込まなければならない。 | **第十条**　申請書、嘱託書、通知書、許可書その他附属書類は、申請書類つづり込み帳につづり込まなければならない。 |
| 2　［略］ | 2　［同上］ |

（登記事項証明書等の記載事項に関する特例）

**第三十一条の二**　登記官は、第三十条第一項及び第三十一条第一項の規定にかかわらず、登記簿に住所が記録されている者（自然人であるものに限る。）であつて、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者であつて更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であつて更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあるものその他これらに準ずる者（以下この条において「被害者等」という。）の住所が明らかにされることにより被害を受けるおそれがあるとして、被害者等又は登記の申請人（被害者等が登記の申請人である場合を除く。以下この条において同じ。）から申出があつたときは、当該被害者等の住所が記録されている登記簿に係る登記事項証明書又は登記事項要約書に、当該住所を記載しない措置（以下この条において「住所非表示措置」という。）を講ずるものとする。

2　前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を登記所に提出してしなければならない。

一　前項の申出が会社又は外国会社の登記に係るものである場合にあつては商号及び本店の所在場所、商号（会社の商号を除く。）の登記に係るものである場合にあつては商号及び営業所、後見人の登記に係るものである場合にあつては後見人の氏名又は名称及び住所、支配人の登記に係るものである場合にあつては支配人の氏名及び住所

二　前項の申出をする者（以下この条において「申出人」という。）の資格、氏名、住所及び連絡先

［条を加える。］